

## 委第1号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年3月18日

提出者 議会運営委員長 塚本洋二

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「会計課」を「会計事務局」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。